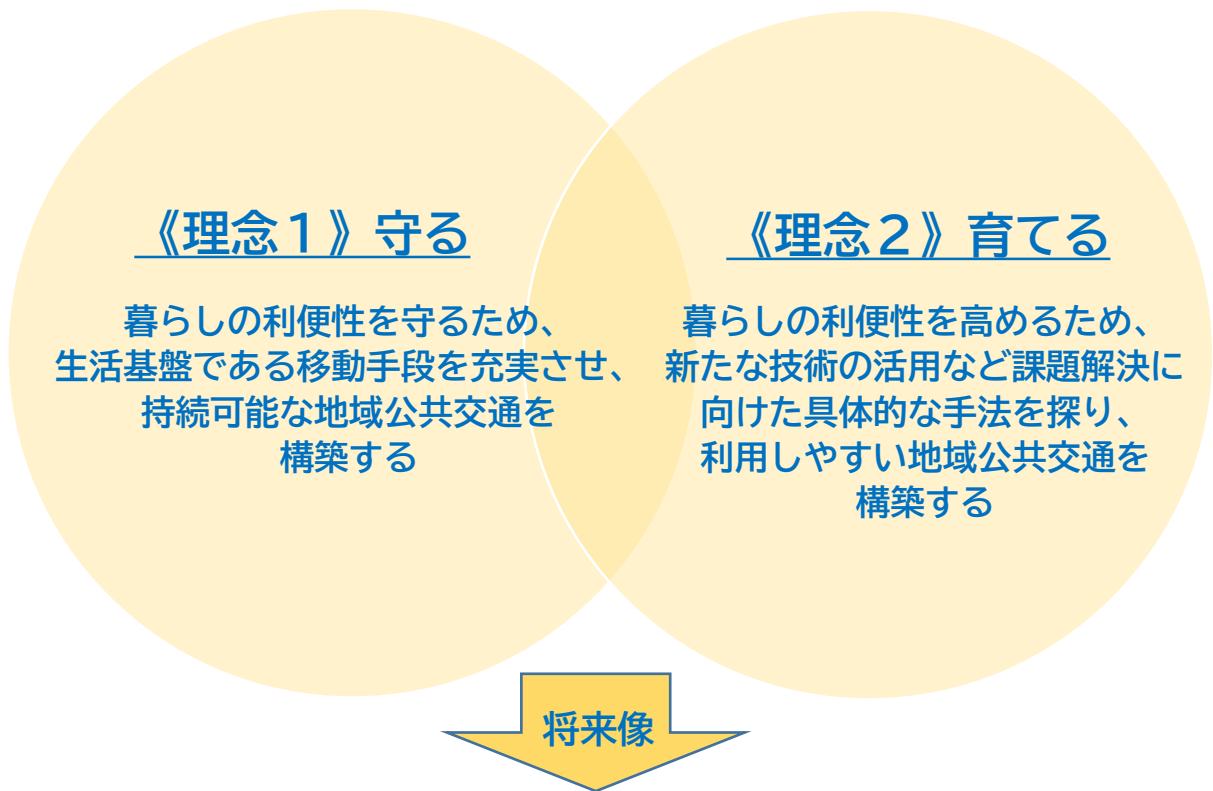


第3章 地域公共交通の理念・将来像

1. 理念・将来像

前述の課題を踏まえ、その解決に向けた方向性を定めるため、埼玉県における地域公共交通の目指すべき理念と将来像を設定します。



利便性の高い地域公共交通ネットワークが構築されるとともに、いつでもどこでも地域公共交通を利用できる環境が整った、誰もが自由に移動できる埼玉県

- 急速な高齢化により、自らの足で移動を賄うことが難しくなる中、県民の生活の基盤である移動を守るためには、自動車が無くても活動できる地域公共交通の充実が求められています。
- 一方で、コロナ禍の影響等に伴う地域公共交通の利用者減少や担い手不足が進む中で、本県の地域公共交通はその持続可能性が低下してきています。
- 高齢化の進行、生産年齢人口の減少等により、少ないリソースでの対応が求められており、現状の地域公共交通を維持することも厳しい状況にある中で、今後も踏まえた対策を実施するためには各地域の実情に合わせた計画的な事業展開が必要となってきます。
- そのため、国や県、市町村、交通事業者のほか、多様な関係者が地域における公共交通の課題を「我が事」として捉え、持続可能な地域公共交通に向けた手法を検討していく必要があります。
- 持続可能な地域公共交通の実現には第一に担い手の確保が重要となりますが、公共交通の担い手不足は一朝一夕に解決できるものではなく、効率的な運行による生産性の向上や新たな手段の活用によるサービス水準の維持・利便性の向上なども同時に検討していく必要があります。
- 多様な関係者が共通の目標に向かって、埼玉県にとって必要な地域公共交通をデザインし、活性化させていくことで、積極的に地域公共交通を選択することができるネットワークを構築し、誰もが自由に移動ができる埼玉県の実現を目指していきます。

2. 将来像実現に向けた各主体の役割

ここでは、地域交通法における各主体の役割を整理します。地域公共交通において各主体が担うべき役割を具体的に明確化した上で、対応方針、施策の方向性の検討に反映していきます。

(1) 国の役割

【地域交通法第4条第1項】

国は、地方公共団体、公共交通事業者等その他の関係者が行う地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するために必要となる情報の収集、整理、分析及び提供、助言その他の援助、研究開発の推進並びに人材の養成及び資質の向上に努めなければならない。

⇒国の役割としては、公共交通に関する施策の総合的な策定や公共交通サービス・ネットワークに関する情報収集を行い、県及び市町村に対する制度的、技術的な指導、助言が求められています。また、市町村の協議会等における合意形成の支援や、県及び市町村とともに担い手確保に関する取組を推進し、必要に応じて財政的な支援を実施することも求められています。

(2) 県の役割

【地域交通法第4条第2項】

都道府県は、市町村、公共交通事業者等その他の関係者が行う地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するため、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、必要な助言その他の援助を行うとともに、市町村と密接な連携を図りつつ主体的に地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生に取り組むよう努めなければならない。

⇒県の役割としては、広域的な見地から地域の実情を踏まえた公共交通に関する施策の策定や公共交通サービス・ネットワークに関する市町村への情報発信、助言が求められています。また、単独市町村では対応が難しい広域的な路線に関する調整や網羅的なデータの共有、県内先進事例に関する横展開など市町村、事業者と連携を図りつつ主体的な取組を実施していくことが求められています。その他、市町村の協議会等における合意形成の支援や、国及び市町村とともに担い手確保に関する取組を推進し、必要に応じて、交通政策に関する国への要望や市町村・交通事業者への財政的な支援を実施することも求められています。

(3) 市町村の役割

【地域交通法第4条第3項】

市町村は、公共交通事業者等その他の関係者と協力し、相互に密接な連携を図りつつ主体的に地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生に取り組むよう努めなければならない。

⇒市町村の役割としては、地域住民の移動手段の確保など、地域の公共交通に関する課題解決に向け、主体的な役割を發揮することが求められています

市町村が中心となって、交通事業者や住民など地域の多様な関係者と地域公共交通の活性化に向けた検討体制を構築し、目指すべき地域公共交通のあり方を協議し、都市の将来像を描いていくことが求められています。

また、日ごろから地域の交通事業者と連携し、地域内の公共交通に関するデータを調査検証していくことや国及び県とともに担い手確保に関する取組を推進していくことも重要です。

(4) 交通事業者の役割

【地域交通法第4条4項】

公共交通事業者等は、自らが提供する旅客の運送に関するサービスの質の向上並びに地域公共交通の利用を容易にするための情報の提供及びその充実に努めなければならない。

⇒交通事業者の役割としては、第一に安全で安定的な公共交通サービスの提供が求められています。

また、公共交通のサービスを継続するため、安全性や利便性の向上に努め、多様な関係者への情報提供を実施することも求められています。

さらには、運行情報等に関する県民への分かりやすい提供や利用促進を図ることも重要です。

【参考】 住民の役割

地域交通法では、地域旅客運送サービスの提供者側となる国、県、市町村、交通事業者の役割について記載していますが、地域公共交通を持続可能なものとするためには、行政や事業者と一体となって地域公共交通を創っていく主体としての住民の役割も重要となります。

以下に、住民の役割として考えられる項目を列挙します。

- ・ 地域公共交通活性化協議会等において住民代表として地域公共交通に関する協議に参加
- ・ 市町村や交通事業者の新たな取組に関する理解醸成
- ・ 公共ライドシェアの担い手
- ・ 自治会等コミュニティが主体となった交通手段の検討・構築